

●香川県監査委員告示第3号

包括外部監査人後藤英之が実施する監査の事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により次の者に補助させることについて、監査委員と包括外部監査人後藤英之との間で協議が調ったので、同条第2項の規定により、告示する。

平成30年8月17日

香川県監査委員 三 谷 和 夫  
同 大 西 均  
同 香 川 芳 文  
同 森 裕 行

補助者の氏名	住 所	補助できる期間
鈴木 浩之	兵庫県西宮市大森町10番12-205号	平成30年8月17日から 平成31年3月31日まで